

平成29年度地域若者サポートステーション事業実施地域一覧

委託者	支出負担行為担当官	担当部署	調達番号	事業規模	サポステ名称(仮称)		対象地域	相談支援事業	集中訓練プログラム事業	職場体験・就職支援事業	定着・ステップアップ事業	必要な統一参加資格(役務の提供等)		参考:平成28年度調達時における推薦実績のある地方公共団体
					常設サテライト名称(仮称)	地域						等級		
北海道労働局長	北海道労働局総務部長	職業安定部 職業安定課	1	S'	札幌地域若者サポートステーション	空知総合振興局管内、石狩振興局管内、小樽市	必須			必須	必須	北海道	A、B、C又はD	札幌市(子ども未来局)、岩見沢市(経済部商工労政課)
					常設サテライト	札幌地域若者サポートステーションの対象地域のうち、空知総合振興局管内、石狩振興局管内(札幌市を除く)	必須			(※2)	必須			
			2	D	旭川地域若者サポートステーション	上川総合振興局管内、留萌振興局管内、宗谷総合振興局管内	必須			必須	必須		B、C又はD	旭川市(経済観光部)
			3	B	釧路地域若者サポートステーション	釧路総合振興局管内、根室振興局管内	必須			必須	必須		B、C又はD	釧路市(産業振興部商業労政課)
			4	D	函館地域若者サポートステーション	後志総合振興局管内、檜山振興局管内、渡島総合振興局管内	必須			必須	必須		B、C又はD	函館市(経済部労働課)
			5	D	苫小牧地域若者サポートステーション	胆振総合振興局管内、日高振興局管内	必須			必須	必須		B、C又はD	苫小牧市(産業経済部企業立地推進室工業労働課)
			6	E	オホーツク地域若者サポートステーション	オホーツク総合振興局管内	必須			必須	必須		B、C又はD	北見市(商工観光部商工労政課)
7	E	帯広地域若者サポートステーション	十勝総合振興局管内	必須			必須	必須	B、C又はD	帯広市(子ども未来部青少年課)				
青森労働局長	青森労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	8	C	青森地域若者サポートステーション	青森市、むつ市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	必須			必須	必須	東北	B、C又はD	青森県(商工労働部)
			9	B	八戸地域若者サポートステーション	八戸市、十和田市、三沢市、三戸町、五戸町、六戸町、おいらせ町、階上町、南部町、田子町、新郷村	必須			必須	必須		B、C又はD	青森県(商工労働部)
			10	E	弘前地域若者サポートステーション	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鱒町、田舎館村、板柳町、鶴岡町、中泊町	必須			必須	必須		B、C又はD	青森県(商工労働部)
岩手労働局長	岩手労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	11	A'	盛岡地域若者サポートステーション	盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手町、葛巻町、雫石町、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、西和賀町、遠野市、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村、久慈市、洋野町、野田村、普代村、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、釜石市、大槌町	必須			必須	東北	A、B、C又はD	岩手県(商工労働観光部)	
					常設サテライト	盛岡地域若者サポートステーションの対象地域のうち、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、釜石市、大槌町	必須			(※2)				必須
12	D	一関地域若者サポートステーション	一関市、平泉町、奥州市、金ケ崎町、大船渡市、陸前高田市、住田町	必須			必須	必須	B、C又はD	岩手県(商工労働観光部)				
宮城労働局長	宮城労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	13	A	仙台地域若者サポートステーション	南部地域(広域仙台都市圏、広域仙南圏)	必須	必須		必須	必須	東北	A、B、C又はD	宮城県(経済商工観光部)
			14	D	宮城北地域若者サポートステーション	北部地域(大崎市、登米市、栗原市、気仙沼市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町)	必須			必須	必須		B、C又はD	宮城県(経済商工観光部)
			15	D	石巻地域若者サポートステーション	石巻市、東松島市、女川町、南三陸町	必須	必須		必須	必須		B、C又はD	宮城県(経済商工観光部)
秋田労働局長	秋田労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	16	D	秋田地域若者サポートステーション	県北地域、中央地域	必須			必須	必須	東北	B、C又はD	秋田県(生活環境部)
			17	E	秋田県南地域若者サポートステーション	県南地域	必須			必須	必須		B、C又はD	横手市(健康福祉部)
山形労働局長	山形労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	18	D	庄内地域若者サポートステーション	酒田市、鶴岡市、遊佐町、三川町、庄内町	必須			必須	必須	東北	B、C又はD	山形県(商工労働観光部)
			19	E	置賜地域若者サポートステーション	米沢市、長井市、南陽市、川西町、高畠町、飯豊町、小国町、白鷹町	必須			必須	必須		B、C又はD	山形県(商工労働観光部)
			20	E	山形地域若者サポートステーション	山形市、上山市、寒河江市、天童市、東根市、村山市、尾花沢市、新庄市、山辺町、中山町、河北町、朝日町、大江町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、西川町、大石田町	必須			必須	必須		B、C又はD	山形県(商工労働観光部)

委託者	支出負担行為担当官	担当部署	調達番号	事業規模	サポステ名称(仮称)		対象地域	相談支援事業	集中訓練プログラム事業	職場体験・就職支援事業	定着・ステップアップ事業	必要な統一参加資格(役務の提供等)		参考:平成28年度調達時における推薦実績のある地方公共団体
					常設サテライト名称(仮称)	地域						等級		
福島労働局長	福島労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	21	E	福島地域若者サポートステーション	県北地域		必須		必須	必須	東北	B、C又はD	福島県(商工労働部)
			22	C	郡山地域若者サポートステーション	県中地域		必須		必須	必須		B、C又はD	福島県(商工労働部)
			23	D	磐城地域若者サポートステーション	いわき地域		必須		必須	必須		B、C又はD	福島県(商工労働部)
			34	D	会津地域若者サポートステーション	会津地域・南会津地域		必須		必須	必須		B、C又はD	福島県(商工労働部)
			35	D	福島県南地域若者サポートステーション	県南地域		必須		必須	必須		B、C又はD	福島県(商工労働部)
茨城労働局長	茨城労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	26	E	茨城地域若者サポートステーション	県央地域・県北地域・鹿行地域・石岡市		必須		必須	必須	関東・甲信越	B、C又はD	茨城県(商工労働部)
			27	C	茨城県西地域若者サポートステーション	県西地域		必須	必須	必須	必須		B、C又はD	茨城県(商工労働部)
			28	E	茨城県南地域若者サポートステーション	県南地域(石岡市を除く)		必須		必須	必須		B、C又はD	茨城県(商工労働部)
栃木労働局長	栃木労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	29	A	栃木地域若者サポートステーション	県央地域(宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市、高根沢町、那珂川町、上三川町)		必須	必須	必須	必須	関東・甲信越	A、B、C又はD	栃木県(産業労働観光部)
			30	S	栃木県南地域若者サポートステーション	県南地域(足利市、小山市、佐野市、下野市、栃木市、真岡市、市貝町、芳賀町、益子町、茂木町、野木町、壬生町)		必須	必須	必須	必須		A、B、C又はD	栃木県(産業労働観光部)
			31	E	栃木県北地域若者サポートステーション	県北地域(大田原市、矢板市、日光市、那須塩原市、さくら市、那須町、塩谷町)		必須		必須	必須		B、C又はD	栃木県(産業労働観光部)
群馬労働局長	群馬労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	32	A'	群馬県地域若者サポートステーション	群馬県全域		必須		必須	必須	関東・甲信越	A、B、C又はD	群馬県(産業経済部)
					東毛地域常設サテライト	群馬県地域若者サポートステーションの対象地域のうち、群馬県東毛地域(桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・みどり市・邑楽郡)		必須	(※2)	必須				
埼玉労働局長	埼玉労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	33	S	川口地域若者サポートステーション	埼玉県(深谷市、熊谷市、本庄市、さいたま市、春日部市を除く地域)		必須		必須	必須	関東・甲信越	A、B、C又はD	埼玉県(産業労働部)
			34	C	深谷地域若者サポートステーション	深谷市、熊谷市、本庄市		必須		必須	必須		B、C又はD	深谷市、熊谷市(産業振興宇宙)、本庄市(経済環境部)
			35	A	埼玉地域若者サポートステーション	さいたま市		必須		必須	必須		B、C又はD	さいたま市(経済局)
			36	E	春日部地域若者サポートステーション	春日部市		必須		必須	必須		B、C又はD	春日部市
千葉労働局長	千葉労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	37	B	市川・浦安地域若者サポートステーション	市川市、浦安市		必須	必須	必須	必須	関東・甲信越	B、C又はD	市川市、浦安市
			38	A	柏地域若者サポートステーション	柏市		必須		必須	必須		B、C又はD	柏市
			39	C	千葉北総地域若者サポートステーション	成田市、佐倉市、印西市、富里市、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、酒々井町、栄町、芝山町、多古町、神崎町、東庄町		必須	必須	必須	必須		B、C又はD	銚子市、成田市、佐倉市(健康こども部自働青少年課)、旭市、印西市、富里市、匝瑳市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、芝山町
			40	D	千葉南部地域若者サポートステーション	木更津市、南房総市、袖ヶ浦市、富津市、君津市、館山市、鴨川市、安房郡鋸南町		必須		必須	必須		B、C又はD	南房総市、鋸南町、袖ヶ浦市、富津市、木更津市(経済部)、君津市、館山市、鴨川市
			41	A	船橋地域若者サポートステーション	船橋市		必須		必須	必須		B、C又はD	船橋市
			42	A	千葉南東部地域若者サポートステーション	茂原市、東金市、市原市、勝浦市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町		必須		必須	必須		B、C又はD	茂原市、市原市、東金市、大網白里市、いすみ市、勝浦市、九十九里町、白子町、永柄町、一宮町、長南町、睦沢町、大多喜町、御宿町、長生村
			43	C	松戸地域若者サポートステーション	松戸市		必須		必須	必須		B、C又はD	松戸市(経済振興部)
			44	B	千葉地域若者サポートステーション	千葉県全域		必須		必須	必須		B、C又はD	千葉県(商工労働部)

委託者	支出負担行為担当官	担当部署	調達番号	事業規模	サポステ名称(仮称)		対象地域	相談支援事業	集中訓練プログラム事業	職場体験・就職支援事業	定着・ステップアップ事業	必要な統一参加資格(役務の提供等)		参考:平成28年度調達時における推薦実績のある地方公共団体
					常設サテライト名称(仮称)	地域						等級		
東京労働局長	東京労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援課	45	S	足立地域若者サポートステーション		足立区	必須		必須	必須	関東・甲信越	A、B、C又はD	足立区(産業経済部)
			46	A	立川地域若者サポートステーション		立川市、八王子市、日野市、小平市等多摩地区エリア	必須	必須	必須	必須		A、B、C又はD	立川市(産業文化スポーツ部)
			47	S	三鷹地域若者サポートステーション		多摩地域東部	必須	必須	必須	必須		A、B、C又はD	三鷹市(子ども政策部)、武蔵野市(健康福祉部)、西東京市(健康福祉部)
			48	D	新宿地域若者サポートステーション		新宿区	必須	必須	必須	必須		B、C又はD	新宿区(地域文化部)
			49	A	世田谷地域若者サポートステーション		世田谷区および近郊	必須	必須	必須	必須		A、B、C又はD	世田谷区(産業政策部)
			50	B	板橋地域若者サポートステーション		板橋区	必須		必須	必須		B、C又はD	板橋区(産業経済部)
			51	A	練馬地域若者サポートステーション		練馬区	必須		必須	必須		B、C又はD	練馬区(教育委員会事務局子ども家庭部)
			52	A	調布地域若者サポートステーション		調布市、多摩地域南部	必須		必須	必須		B、C又はD	調布市(生活文化スポーツ部)
			53	S	多摩地域若者サポートステーション		東京都福生市、羽村市、あきる野市、日の出町、奥多摩町、檜原村、瑞穂町、武蔵村山市、東大和市、八王子市	必須	必須	必須	必須		A、B、C又はD	福生市(生活環境部)、八王子市(子ども家庭部)
神奈川労働局長	神奈川労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	54	S	横浜地域若者サポートステーション		横浜市(磯子区、港南区、金沢区、戸塚区、栄区を除く。)	必須		必須	必須	関東・甲信越	A、B、C又はD	横浜市(子ども青少年局)
			55	S	相模原地域若者サポートステーション		相模原市	必須	必須	必須	必須		A、B、C又はD	相模原市
			56	A	湘南・横浜地域若者サポートステーション		横浜市南西部(磯子区、港南区、金沢区、戸塚区、栄区)、鎌倉市、藤沢市、横須賀市	必須	必須	必須	必須		A、B、C又はD	横浜市(子ども青少年局)、鎌倉市(市民活動部産業振興課)、藤沢市(経済部産業労働課)、横須賀市(子ども育成部)
			57	S	川崎地域若者サポートステーション		川崎市	必須		必須	必須		A、B、C又はD	川崎市(経済労働局)
			58	B	神奈川県西部地域若者サポートステーション		小田原市、南足柄市、秦野市、平塚市、三浦市、逗子市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	必須		必須	必須		B、C又はD	神奈川県(産業労働局)
			59	A	神奈川県中央地域若者サポートステーション		厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、座間市、大和市、茅ヶ崎市、寒川町、愛川町、清川村	必須		必須	必須		B、C又はD	神奈川県(産業労働局)
新潟労働局長	新潟労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	60	D'	三条地域若者サポートステーション		三条市、燕市、見附市、加茂市、佐渡市、田上町、弥彦村	必須		必須	必須	関東・甲信越	B、C又はD	三条市(経済部商工課)、佐渡市(産業振興課)、燕市(教育委員会社会教育課)、見附市(健康福祉課)
					佐渡地域常設サテライト	三条地域若者サポートステーションの対象地域のうち、佐渡市	必須		(※2)	必須				
			61	S	新潟地域若者サポートステーション		新潟市	必須		必須	必須		A、B、C又はD	新潟市(経済部雇用政策課)
			62	E'	下越地域若者サポートステーション		新発田市、五泉市、胎内市、阿賀野市、阿賀町、聖籠町、関川村、粟島浦村	必須		必須	必須		B、C又はD	新発田市(商工振興課)、村上市(商工観光課商工振興室)、五泉市(商工観光課)、胎内市(商工観光課)、阿賀野市(産業建設部商工観光課)、聖籠町(産業観光課)、阿賀町(農林商工課)、粟島浦村(総務課)、関川村(農林観光課)
					村上地域常設サテライト	下越地域若者サポートステーションの対象地域のうち、村上市	必須		(※2)	必須				
63	B	長岡地域若者サポートステーション		長岡市、小千谷市、柏崎市、魚沼市、出雲崎町、刈羽村、十日町市、南魚沼市、津南町、湯沢町	必須		必須	必須	B、C又はD	長岡市(商工部産業振興課)、小千谷市(商工観光課)、柏崎市(産業振興部商業労働課)、魚沼市(商工観光課商工振興室)、出雲崎町(町民課)、刈羽村(産業政策課)、十日町市(産業観光部産業政策課)、南魚沼市(教育委員会子ども・若者育成支援センター)				
64	D	上越地域若者サポートステーション		上越市、糸魚川市、妙高市	必須		必須	必須	B、C又はD	上越市(産業振興課)、糸魚川市(商工農林水産課)、妙高市(観光商工課)				

委託者	支出負担行為担当官	担当部署	調達番号	事業規模	サブステ名称(仮称)		対象地域	相談支援事業	集中訓練プログラム事業	職場体験・就職支援事業	定着・ステップアップ事業	必要な統一参加資格(役務の提供等)		参考:平成28年度調達時における推薦実績のある地方公共団体		
					常設サテライト名称(仮称)	地域						等級				
富山労働局長	富山労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	65	B	富山地域若者サポートステーション		全域(高岡市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町を除く)	必須		必須	必須	東海・北陸	B、C又はD	富山県(商工労働部)		
			66	B	高岡地域若者サポートステーション		高岡市	必須	必須	必須	必須		B、C又はD	高岡市(産業振興部)		
			67	B	新川地域若者サポートステーション		魚津市、黒部市、入善町、朝日町	必須	必須	必須	必須		B、C又はD	入善町(キラキラ商工観光課)、黒部市、朝日町(商工観光課)、魚津市(産業建設部商工観光課)		
石川労働局長	石川労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	68	B	石川県地域若者サポートステーション		石川県全域	必須		必須	必須	東海・北陸	B、C又はD	石川県(商工労働部)		
福井労働局長	福井労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	69	D	福井県地域若者サポートステーション		福井県全域	必須		必須	必須	東海・北陸	B、C又はD	福井県(産業労働部)		
山梨労働局長	山梨労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	70	A'	山梨県地域若者サポートステーション		山梨県全域	必須	必須	必須	必須	関東・甲信越	A、B、C又はD	山梨県(教育委員会)		
					富士吉田地域常設サテライト		山梨県地域若者サポートステーションの対象地域のうち、富士・東部地域	必須	(※1)	(※2)	必須					
長野労働局長	長野労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	71	E'	塩尻地域若者サポートステーション		中信、南信、諏訪地域	必須	必須	必須	必須	関東・甲信越	B、C又はD	塩尻市(産業振興事業部産業政策課)		
					南信地域常設サテライト		塩尻地域若者サポートステーションの対象地域のうち、南信地域(伊那市、飯田市)	必須	(※1)	(※2)	必須					
			72	C	長野地域若者サポートステーション		長野市 千曲市 須坂市 中野市 飯山市	必須		必須	必須		B、C又はD	長野市(商工観光部産業政策課)		
73	C	信濃地域若者サポートステーション		東信地区	必須		必須	必須	B、C又はD	上田市(商工観光部雇用促進室)						
岐阜労働局長	岐阜労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	74	S'	岐阜県地域若者サポートステーション		岐阜県全域	必須	必須	必須	必須	東海・北陸	A、B、C又はD	岐阜県(商工労働部)		
					高山地域常設サテライト		岐阜県地域若者サポートステーションの対象地域のうち、飛騨地域(高山市、飛騨市、下呂市、白川村)	必須	(※1)	(※2)	必須					
静岡労働局長	静岡労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	75	A	静岡東部地域若者サポートステーション		三島市、沼津市、富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、長泉町、清水町、伊豆市、伊豆の国市、熱海市、伊東市、函南町、小山町、東伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町、下田市、南伊豆町	必須		必須	必須	東海・北陸	B、C又はD	三島市(産業振興部)		
			76	B	静岡地域若者サポートステーション		静岡市、藤枝市、焼津市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市	必須		必須	必須				B、C又はD	静岡市(経済局商工部商業労政課)
			77	A	浜松地域若者サポートステーション		浜松市、袋井市、磐田市、湖西市、森町	必須		必須	必須				B、C又はD	浜松市(産業部)
			78	B	掛川地域若者サポートステーション		掛川市、菊川市、御前崎市	必須		必須	必須				B、C又はD	掛川市(環境経済部商工観光課)
愛知労働局長	愛知労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	79	D	蒲郡地域若者サポートステーション		蒲郡市、豊川市、額田郡幸田町	必須	必須	必須	必須	東海・北陸	B、C又はD	蒲郡市		
			80	S	名古屋地域若者サポートステーション		名古屋市、清須市、北名古屋市、長久手市、西春日井郡豊山町、日進市、愛知郡東郷町、豊明市	必須	必須	必須	必須				A、B、C又はD	名古屋市(子ども青少年局青少年家庭部)
			81	D'	安城地域若者サポートステーション		安城市、岡崎市、刈谷市、西尾市、碧南市、高浜市、知立市、みよし市、豊田市	必須		必須	必須				B、C又はD	安城市
					豊田地域常設サテライト		安城地域若者サポートステーションの対象地域のうち、豊田市	必須		(※2)	必須					
			82	B	豊橋地域若者サポートステーション		豊橋市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、田原市	必須	必須	必須	必須				B、C又はD	豊橋市
			83	B	一宮地域若者サポートステーション		一宮市、稲沢市、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、愛西市、津島市、あま市、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛鳥村、弥富市	必須		必須	必須				B、C又はD	一宮市、犬山市、稲沢市(経済環境部商工課)、江南市、岩倉市、扶桑町、大口町(産業建設部環境経済課)
			84	D	春日井地域若者サポートステーション		春日井市、小牧市、尾張旭市、瀬戸市	必須	必須	必須	必須				B、C又はD	春日井市
85	B	知多地域若者サポートステーション		知多地域	必須	必須	必須	必須	B、C又はD	知多市、半田市、常滑市、東海市、大府市、阿久比町、御浜町、東浦町(商工振興課)、南知多町(産業振興課)、武豊町						

委託者	支出負担行為担当官	担当部署	調達番号	事業規模	サブステ名称(仮称)		対象地域	相談支援事業	集中訓練プログラム事業	職場体験・就職支援事業	定着・ステップアップ事業	必要な統一参加資格(役務の提供等)		参考:平成28年度調達時における推薦実績のある地方公共団体	
					常設サテライト名称(仮称)	地域						等級			
三重労働局長	三重労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	86	S	三重地域若者サポートステーション		津市・鈴鹿市・亀山市・松阪市・尾鷲市・熊野市・大台町・大紀町・紀北町・紀宝町・御浜町	必須			必須	必須	東海・北陸	A、B、C又はD	三重県(雇用経済部)
			87	C	伊勢地域若者サポートステーション		伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、明和町、多気町、南伊勢町	必須			必須	必須		B、C又はD	伊勢市(産業観光部商工労政課)、鳥羽市(農水商工課)、志摩市(商工観光部)、玉城町(産業振興課)、度会町(産業振興課)、明和町(農水商工課)、多気町(環境商工課)、南伊勢町(観光商工課)
			88	E	伊賀地域若者サポートステーション		伊賀市、名張市	必須			必須	必須		B、C又はD	伊賀市(産業振興部商工労働課)、名張市(産業部商工経済室)
			89	A	北勢地域若者サポートステーション		四日市市、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町	必須	必須		必須	必須		A、B、C又はD	四日市市(商工農水部商工労働課)、桑名市(商工観光課)、いなべ市(商工観光課)、木曾岬町(産業建設課)、東員町(生活福祉部町民課)、菟野町(観光産業課)、朝日町(産業建設課)、川越町
滋賀労働局長	滋賀労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	90	S'	滋賀県地域若者サポートステーション		滋賀県全域	必須			必須	必須	近畿	A、B、C又はD	滋賀県(商工観光労働部)、大津市(市民部)
					大津地域常設サテライト		滋賀県地域若者サポートステーションの対象地域のうち、大津市	必須		(※2)	必須				
京都労働局長	京都労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	91	A'	京都地域若者サポートステーション		京都市、長岡京市、向日市、大山崎町、亀岡市、南丹市、京丹波町	必須			必須	必須	近畿	A、B、C又はD	京都市(文化市民局勤労福祉青少年課)、亀岡市(産業観光部)、南丹市(農林商工部)、京丹波町
					京都丹波地域常設サテライト		京都地域若者サポートステーションの対象地域のうち、亀岡市、南丹市、京丹波町	必須		(※2)	必須				
			92	C	宇治地域若者サポートステーション		宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、宇治田原町、井手町、和束町、精華町、笠置町、南山城村	必須			必須	必須		B、C又はD	宇治市(市民環境部)、城陽市(まちづくり活性化部)、久御山町(事業建設部)、八幡市
			93	E'	北京地域若者サポートステーション		舞鶴市、福知山市、綾部市、京丹後市、宮津市、伊根町、与謝野町	必須			必須	必須		B、C又はD	舞鶴市(産業振興部企業立地・雇用促進課)、綾部市、福知山市、京丹後市(商工観光部長)
京丹後地域常設サテライト		北京地域若者サポートステーションの対象地域のうち、京丹後市			必須		(※2)	必須							
大阪労働局長	大阪労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	94	D	三島地域若者サポートステーション		高槻市、茨木市、摂津市、島本町	必須			必須	必須	近畿	B、C又はD	高槻市(産業環境部)、茨木市(産業観光部商工労政課)
			95	B	泉州地域若者サポートステーション		高石市、泉大津市、忠岡町、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町	必須	必須		必須	必須		B、C又はD	泉佐野市(まちの活性課)、泉南市(市民生活環境部産業観光課)、忠岡(産業まちづくり部産業振興課)、泉大津市(地域経済課)、阪南市(市民部商工労働観光課)、岸和田市(産業振興部産業政策課)、田尻町(事業部産業振興課)、高石市(経済課)、岬町(都市整備産業振興課)、熊取町(住民部自治振興課)、和泉市(環境産業部商工労働室)、貝塚市(健康福祉部市民相談室)
			96	S	大阪市地域若者サポートステーション		大阪市、吹田市	必須			必須	必須		A、B、C又はD	大阪市(こども青少年局企画部青少年課)
			97	S	中河内地域若者サポートステーション		東大阪市、八尾市	必須			必須	必須		A、B、C又はD	東大阪市(経済部労働雇用政策室)、八尾市(経済環境部産業政策課)
			98	D	北河内地域若者サポートステーション		枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市、大東市、門真市、守口市	必須			必須	必須		B、C又はD	枚方市(地域振興部)
			99	D	南河内地域若者サポートステーション		柏原市、富田林市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、大阪狭山市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村	必須			必須	必須		B、C又はD	柏原市(にぎわい都市創造部産業振興課)、富田林市(産業環境部)、河内長野市(産業経済部産業政策課)、大阪狭山市(市民部農政商工グループ)、羽曳野市(生活環境部産業振興課)、藤井寺市(市民生活部商工観光課)、松原市(市民生活部産業振興課)、河南町(まち創造部)、太子町(地域整備室)、千早赤阪村(まちづくり課)
			100	A	豊能地域若者サポートステーション		豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	必須	必須		必須	必須		A、B、C又はD	豊中市(市民協働部くらし支援課)
			101	C	堺地域若者サポートステーション		堺市	必須			必須	必須		B、C又はD	堺市(子ども青少年局子ども青少年子ども家庭課)
			102	S	大阪府地域若者サポートステーション		大阪府全域	必須			必須	必須		A、B、C又はD	大阪府(商工労働部雇用推進室)

委託者	支出負担行為担当官	担当部署	調達番号	事業規模	サポステ名称(仮称)		対象地域	相談支援事業	集中訓練プログラム事業	職場体験・就職支援事業	定着・ステップアップ事業	必要な統一参加資格(役務の提供等)		参考:平成28年度調達時における推薦実績のある地方公共団体
					常設サテライト名称(仮称)	地域						等級		
兵庫労働局長	兵庫労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	103	S	神戸地域若者サポートステーション		神戸市	必須		必須	必須	近畿	A、B、C又はD	神戸市(こども家庭局)
			104	A	姫路地域若者サポートステーション		姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、福崎町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、太子町	必須		必須	必須		B、C又はD	鋼路市、赤穂市(建設経済部産業観光課)、相生市、たつの市、宍粟市(産業部)、福崎町、市川町、神河町(住民生活課)、太子町、佐用町、上郡町
			105	S	三田地域若者サポートステーション		阪神北(三田市・川西市・猪名川町のみ)・北播磨(三木市・加東市のみ)・篠山市	必須		必須	必須		A、B、C又はD	三田市(経済環境部)、三木市(豊かなくらし部)、篠山市、加東市(地域創造部)、川西市、猪名川町(産業観光課)
			106	E	豊岡地域若者サポートステーション		豊岡市、朝来市、養父市、香美町、新温泉町	必須		必須	必須		B、C又はD	豊岡市(環境経済部)、養父市(産業環境部)、朝来市(市長公室)、加美町(観光商工課)、新温泉町(商工観光課)
			107	A	宝塚地域若者サポートステーション		阪神北地域(宝塚市、伊丹市)	必須		必須	必須		B、C又はD	宝塚市(産業文化部)、伊丹市
			108	A	西宮地域若者サポートステーション		西宮市、尼崎市、芦屋市	必須		必須	必須		B、C又はD	西宮市、尼崎市、芦屋市
			109	B'	明石地域若者サポートステーション		東播磨、淡路地域	必須		必須	必須		A、B、C又はD	明石市(産業振興部)、播磨町、稲美町、洲本市、淡路市、南あわじ市(農商部)
		加古川地域常設サテライト		明石地域若者サポートステーションの対象地域のうち、加古川市、高砂市、小野市、加西市、西脇市、多可町			(※2)							
奈良労働局長	奈良労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	110	S	大和地域若者サポートステーション		中南和地域	必須		必須	必須	近畿	A、B、C又はD	奈良県(産業・雇用振興部)
			111	D	奈良地域若者サポートステーション		北和地域	必須		必須	必須		B、C又はD	奈良県(産業・雇用振興部)
和歌山労働局長	和歌山労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	112	B	和歌山地域若者サポートステーション		海草地域、有田地域、日高地域	必須	必須	必須	必須	近畿	B、C又はD	和歌山県(環境生活部)
			113	A	南紀地域若者サポートステーション		西牟婁地域、東牟婁地域	必須		必須	必須		B、C又はD	和歌山県(環境生活部)
			114	C	紀ノ川地域若者サポートステーション		伊都地域・那賀地域	必須		必須	必須		B、C又はD	和歌山県(環境生活部)
鳥取労働局長	鳥取労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	115	A'	鳥取県地域若者サポートステーション		鳥取県全域	必須		必須	必須	中国	A、B、C又はD	鳥取県(商工労働部)
					米子地域常設サテライト		鳥取県地域若者サポートステーションの対象地域のうち、鳥取県西部地域	必須		(※2)	必須			
島根労働局長	島根労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	116	A'	島根県地域若者サポートステーション		島根県全域	必須		必須	必須	中国	A、B、C又はD	島根県(商工労働部雇用政策課)
					島根県西地域常設サテライト		島根県地域若者サポートステーションの対象地域のうち、島根県西部地域	必須		(※2)	必須			
岡山労働局長	岡山労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	117	A	岡山地域若者サポートステーション		備前地域、美作地域	必須		必須	必須	中国	B、C又はD	岡山県(産業労働部)
			118	B	倉敷地域若者サポートステーション		備中地域	必須		必須	必須		B、C又はD	岡山県(産業労働部)
広島労働局長	広島労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	119	A	広島地域若者サポートステーション		広島県全域(安佐南区、安佐北区、福山市、三次市、庄原市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、府中市、尾道市、三原市、世羅町、神石高原町は除く)	必須		必須	必須	中国	B、C又はD	広島県(商工労働局雇用労働政策課)
			120	E	広島北部地域若者サポートステーション		広島市安佐南区、安佐北区、安芸太田町、北広島町、安芸高田市、三次市、庄原市	必須		必須	必須		B、C又はD	広島市(経済観光局)
			121	E	福山地域若者サポートステーション		福山市、府中市、尾道市、三原市、世羅町、神石高原町	必須		必須	必須		B、C又はD	福山市(経済環境局経済部産業振興課)

委託者	支出負担行為担当官	担当部署	調達番号	事業規模	サポステ名称(仮称)		対象地域	相談支援事業	集中訓練プログラム事業	職場体験・就職支援事業	定着・ステップアップ事業	必要な統一参加資格(役務の提供等)		参考:平成28年度調達時における推薦実績のある地方公共団体
					常設サテライト名称(仮称)	地域						等級		
山口労働局長	山口労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	122	B	防府地域若者サポートステーション		防府市、山口市、萩市、長門市、阿武町	必須		必須	必須	中国	B、C又はD	防府市(産業振興部商工振興課)
			123	B	周南地域若者サポートステーション		周南市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	必須		必須	必須		B、C又はD	周南市(経済産業部商工振興課9)
			124	C	宇部地域若者サポートステーション		宇部市、山陽小野田市	必須		必須	必須		B、C又はD	宇部市(企業誘致・雇用創造課)
			125	D	下関地域若者サポートステーション		下関市、美祿市	必須	必須	必須	必須		B、C又はD	下関市(産業振興部産業立地・就業支援課)
徳島労働局長	徳島労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	126	B'	徳島地域若者サポートステーション		徳島県全域	必須		必須	必須	四国	A、B、C又はD	徳島県(商工労働観光部)、阿波市(産業経済部商工観光課)
					阿波地域常設サテライト		徳島地域若者サポートステーションの対象地域のうち、徳島県西部地域	必須		(※2)	必須			
香川労働局長	香川労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	127	A'	香川県地域若者サポートステーション		香川県全域	必須	必須	必須	必須	四国	A、B、C又はD	香川県(商工労働部)
					丸亀地域常設サテライト		香川県地域若者サポートステーションの対象地域のうち、県西部地域	必須	(※1)	(※2)	必須			
愛媛労働局長	愛媛労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	128	C	愛媛県地域若者サポートステーション		中予地域、南予地域	必須		必須	必須	四国	B、C又はD	愛媛県(経済労働部)
			129	D	東予地域若者サポートステーション		東予地域	必須		必須	必須		B、C又はD	愛媛県(経済労働部)
高知労働局長	高知労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	130	B'	高知地域若者サポートステーション		幡多地域を除く高知県全域	必須		必須	必須	四国	A、B、C又はD	高知県(教育長)
					南国地域常設サテライト		高知地域若者サポートステーションの対象地域のうち、南国市以東	必須		(※2)	必須			
					131	E	幡多地域若者サポートステーション		黒潮町以西(幡多事務所管内)	必須				
福岡労働局長	福岡労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	132	S	福岡地域若者サポートステーション		福岡地域	必須		必須	必須	九州	A、B、C又はD	福岡県(福祉労働部労働局)
			133	A	北九州地域若者サポートステーション		北九州地域	必須	必須	必須	必須		A、B、C又はD	福岡県(福祉労働部労働局)
			134	D	筑豊地域若者サポートステーション		筑豊地域	必須	必須	必須	必須		B、C又はD	福岡県(福祉労働部労働局)
			135	C	筑後地域若者サポートステーション		筑後地域	必須	必須	必須	必須		B、C又はD	福岡県(福祉労働部労働局)
佐賀労働局長	佐賀労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	136	S'	佐賀県地域若者サポートステーション		佐賀県全域	必須		必須	必須	九州	A、B、C又はD	佐賀県(くらし環境本部)
					武雄地域常設サテライト		佐賀県地域若者サポートステーションの対象地域のうち武雄地域	必須		(※2)	必須			
長崎労働局長	長崎労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	137	S'	長崎地域若者サポートステーション		長崎市、島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、五島市、新上五島市	必須		必須	必須	九州	A、B、C又はD	長崎県(産業労働部)
					五島地域常設サテライト		長崎地域若者サポートステーションの対象地域のうち、五島市、新上五島市	必須		(※2)	必須			
					138	S	佐世保地域若者サポートステーション		佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値町、佐々町	必須				
熊本労働局長	熊本労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	139	A	熊本地域若者サポートステーション		県央地域、天草市、上天草市、苓北町	必須		必須	必須	九州	B、C又はD	熊本県(商工観光労働部)
			140	B	玉名地域若者サポートステーション		県北地域	必須		必須	必須		B、C又はD	熊本県(商工観光労働部)
			141	B	人吉球磨地域若者サポートステーション		県南地域(天草市、上天草市、苓北町を除く)	必須		必須	必須		B、C又はD	熊本県(商工観光労働部)

委託者	支出負担行為担当官	担当部署	調達番号	事業規模	サポステ名称(仮称)		対象地域	相談支援事業	集中訓練プログラム事業	職場体験・就職支援事業	定着・ステップアップ事業	必要な統一参加資格(役務の提供等)		参考:平成28年度調達時における推薦実績のある地方公共団体
					常設サテライト名称(仮称)	地域						等級		
大分労働局長	大分労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	142	A'	大分県地域若者サポートステーション		大分県全域	必須	必須	必須	必須	九州	A、B、C又はD	大分県(商工労働部)、佐伯市(地域振興部商工振興課)、臼杵市、津久見市
					大分県南地域常設サテライト		大分県地域若者サポートステーションの対象地域のうち佐伯市、臼杵市、津久見市	必須	(※1)	(※2)	必須			
宮崎労働局長	宮崎労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	143	C''	宮崎県地域若者サポートステーション		宮崎県全域	必須		必須	必須	九州	A、B、C又はD	宮崎県(商工観光労働部)
					都城地域常設サテライト		宮崎県地域若者サポートステーションの対象地域のうち、都城市、小林市、えびの市、日南市、串間市、西諸県郡高原町、北諸県郡三股町	必須		(※2)	必須			
					延岡地域常設サテライト		宮崎県地域若者サポートステーションの対象地域のうち、延岡市、日向市、東臼杵郡(門川町、美郷町、椎葉村、諸塚村)、西臼杵郡(高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)	必須		(※2)	必須			
鹿児島労働局長	鹿児島労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	144	B''	鹿児島県地域若者サポートステーション		鹿児島県全域	必須		必須	必須	九州	A、B、C又はD	鹿児島県(商工観光水産部)
					霧島・大隅地域常設サテライト		鹿児島県地域若者サポートステーションの対象地域のうち、始良・伊佐地域振興局管内、大隅地域振興局管内	必須		(※2)	必須			
					奄美地域常設サテライト		鹿児島県地域若者サポートステーションの対象地域のうち、大島支庁管内	必須		(※2)	必須			
沖縄労働局長	沖縄労働局総務部長	職業安定部 地方訓練受講者支援室	145	B	沖縄地域若者サポートステーション		中部地域	必須	必須	必須	必須	九州	B、C又はD	沖縄市、北中城村
			146	B	名護地域若者サポートステーション		北部地域	必須		必須	必須		B、C又はD	名護市(産業部商工観光課)
			147	E'	琉球地域若者サポートステーション		南部地域、宮古・八重山地域	必須	必須	必須	必須		B、C又はD	浦添市(市民部商工産業課)、那覇市(経済観光部)
					宮古島地域常設サテライト		琉球地域若者サポートステーションの対象地域のうち、宮古・八重山地域	必須	(※1)	(※2)	必須			

※1 若年無業者等集中訓練プログラム事業は、常設サテライトでは実施しないため、常設サテライト窓口が属する上位のサポステにおいて、常設サテライト窓口を含めて実施すること。

※2 職場体験・就職支援事業は、常設サテライトでは実施しないため、常設サテライト窓口が属する上位のサポステにおいて、常設サテライト窓口を含めて実施すること。